

伊丹市立高等学校いじめ防止基本方針

伊丹市立高等学校

1 学校の方針

本校は勤労生徒としての自覚を促し、広い教養を身につけるとともに、こころの豊かな人間性を養い、人間尊重の精神を備えた人材を育成することを目標として教育活動を展開している。そのために全ての生徒が尊重され、安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定める。そして、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

生徒自身の主体的意思を育てることが生徒指導の原点である。「厳しさと優しさ」の調和した指導を通じ、基本的生活習慣、学習習慣の確立を図り、規則を守り、勤労生徒としての自覚に富んだ生徒の育成を目指す。その達成のため、次の諸点に意を注ぐ。

- ア 人権尊重の徹底
- イ 中学校をはじめとする関係機関との連携強化
- ウ 生徒理解の深化と個に応じた生徒指導の展開
- エ 部活動、生徒会活動、LHR、学校行事への積極的参加と連帯感の育成
- オ ルール及びマナー、人に迷惑をかけない等の規範意識の育成
- カ スクールカウンセラー等を活用した教育相談の充実
- キ 共通理解に基づく組織的な生徒指導体制の確立

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくく、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、伊丹市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、伊丹市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

地域に愛され信頼される学校をめざしている本校は、これまでも「市高だより」等を通じて情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、自治会、学校評議員会や三者面談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。また、外部からの意見を積極的に聴取し、取り組みに反映させる。

さらに、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針において生徒自身が尊重され、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。その場合には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒の参加が確保できるよう留意する。

I 校内指導体制及び関係機関

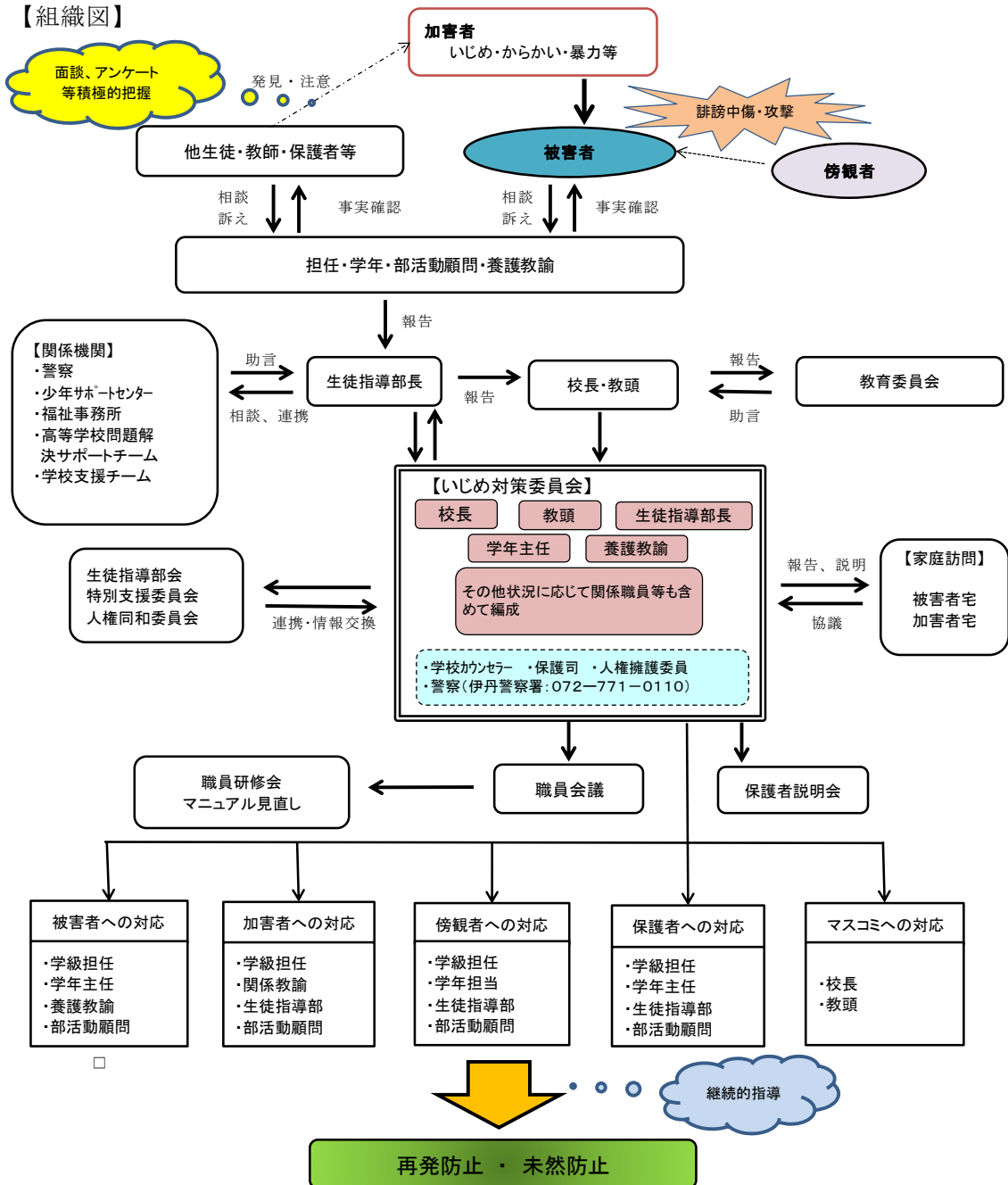
いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

* 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成25年1月版)を参照

いじめ対策委員会について

- 校長、教頭及び生徒指導部長を中心に、学年主任、養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びキャンパスカウンセラー、学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 特別支援委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

いじめ早期発見のチェックリスト

別紙2

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等の悪ふざけをしている

いじめられている生徒

◎ 日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 悪者扱いされていると思い、乱暴になる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する

II 年間指導計画

本校のめざす学校像	将来、地域を支える人材を育成し、誰からも信頼される高校をめざす	学校教育目標	勤労生徒としての自覚を促し、広い教養を身につけるとともに、こころ豊かな人間性を養い、人間尊重の精神を備えた人材を育成する。
-----------	---------------------------------	--------	---

育てたい生徒像	基礎学力と社会性、礼儀作法を備え、夢の発見と実現のために努力する生徒
---------	------------------------------------

いじめ対策委員会	校長 教頭 生徒指導部長 各学年主任 養護教諭 *状況に応じて関係職員等も含めて編成
----------	---

《年間指導計画》

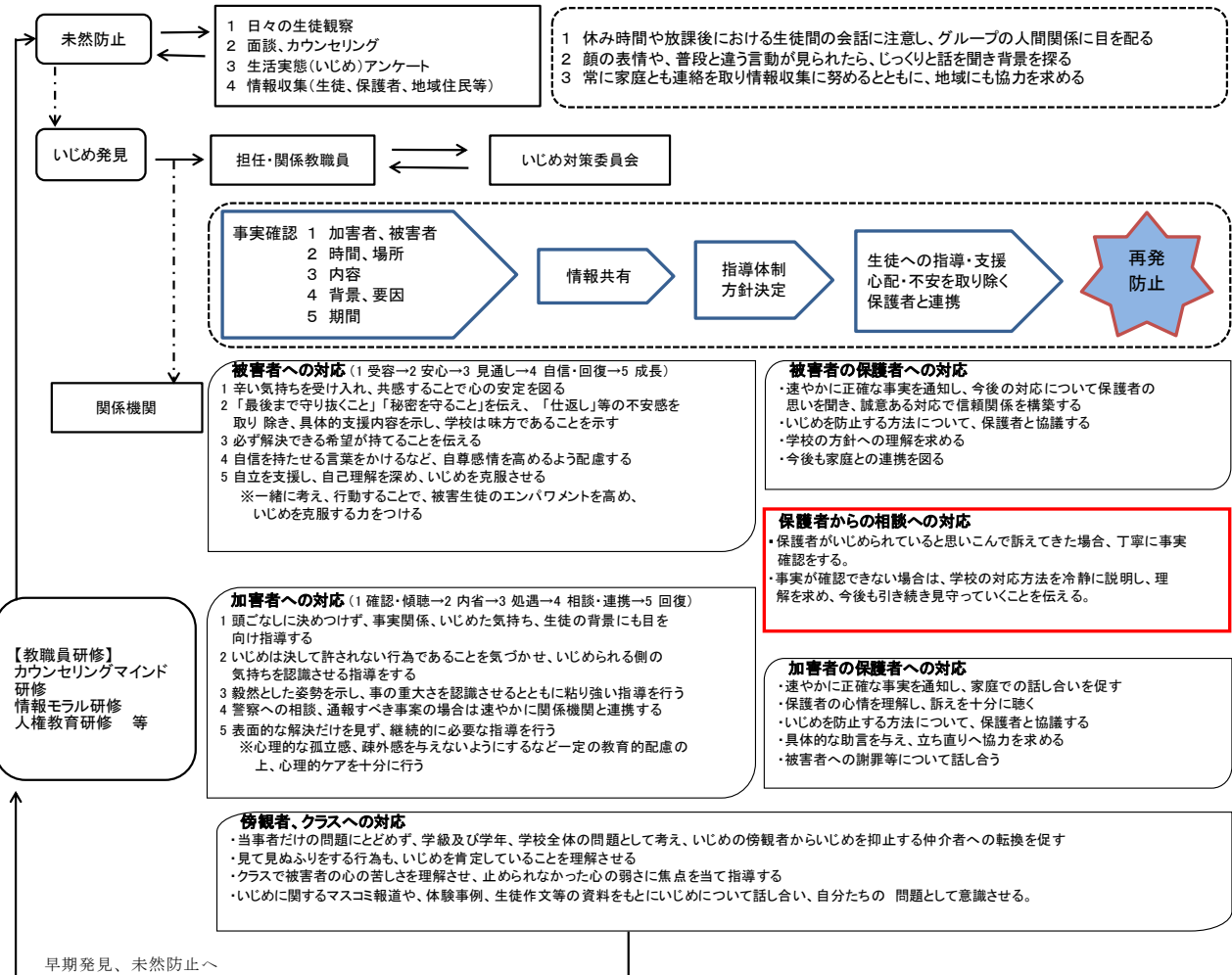
	職員会議等	↑ 未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・年間計画確認 職員会議 ※1		個人面談・個人状況把握 ※2	1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2 いじめ対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。 3 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。 4 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。
5月	事案発生時、緊急対応会議の通時開催（通年）	職員研修会(道徳) ※3	個人面談・個人状況把握	
6月			生活実態アンケート ※4	
7月		(生活体験作文・発表会)		
8月		ボランティア活動 ※5	三者面談 個別面談 個人状況把握	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f0e0;"> 危機管理の心構え「さしすせそ」 さ: 最悪を想定する し: 慎重に対処する す: 素早く対処する せ: 誠意を持って対処する そ: 組織全体で対処する </div>
9月	いじめ対策委員会 ・情報共有		個人面談・個人状況把握	
10月		人権HR ※6	生活実態アンケート	
11月		地域と学校	個人面談・個人状況把握	
12月		(文化祭)	三者面談・個人状況把握	
1月	いじめ対策委員会 ・情報共有		(校内スポーツ大会)	
2月		(ボーリング実習)	生活実態アンケート	
3月	いじめ対策委員会 ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正		個人面談・個人状況把握	

- ※1 職員会議
いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し全教職員で共通理解を図る。
- ※2 個人面談・個人状況把握
年度当初、各考査後等の区切りごとに個人面談を実施し、生活状況把握する。また、クラス内の生徒状況を把握していじめが起っていないかどうかを確認する。
- ※3 職員研修会
仮題「他者への思いやりの心をはぐくむために」
- ※4 生活実態(いじめ)アンケート
各学期に1回、いじめの実態把握のアンケートを実施する。
- ※5 ボランティア活動・地域と学校
学校周辺の清掃活動
近隣住民との交流連携活動
- ※6 人権HR 人権の問題として、いじめ、ネットいじめ、情報モラル等についてのHRとそのための事前研修会を実施する。

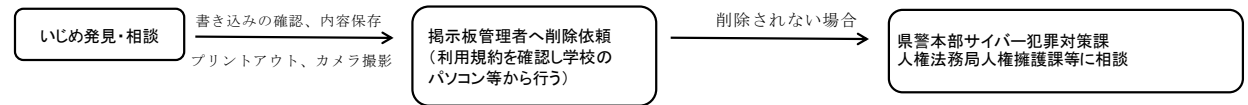
III 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりでは抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



ネット上でのいじめが発生した時の対応



☆生徒への指導ポイント

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことは決して許されることではないこと
- 2 匿名で書き込んだり、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されることもある)
- 3 インターネットを利用する際にもマナーがあり、マナーを守ることで自分自身のリスクも回避されること
 - ※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずに残ることや、GPSの位置情報によりストーリー・被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
 - ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口にして誠実な対応に努める。
- ・キャンパスカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家に意見を求め、実効的な解決を図る。